

地域密着型サービスと運営委員会の役割について

1 地域密着型サービスについて

増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が出来る限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により創設された事業サービスである。施設などの規模が小さく、事業者が所在する市町村に居住する者が利用対象者であるため、利用者のニーズにきめ細かく対応できるサービスである。

○地域密着型通所介護

- ・登録定員 18 人以下の小規模なデイサービス
- ・入浴や食事などの介護支援、機能訓練などのサービス
- ・公募ではなく、事業者の申請により指定

○認知症対応型通所介護（認知デイ）

- ・登録定員 12 人以下の認知症を持つ高齢者が対象
- ・食事、入浴などの介護や支援、機能訓練などのサービス

○小規模多機能型居宅介護（小多機）

- ・利用定員 29 人以下の小規模な居宅系サービスの施設
- ・通所を中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護が受けられるサービス

* 看護小規模多機能型居宅介護（看多機）

- ・小規模多機能型居宅介護に訪問看護が付加されたサービス

○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- ・認知症の高齢者が共同で生活する住居で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が利用できるサービス

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定巡）

- ・中重度の利用者の在宅生活を可能にするため、日中・夜間を通じて 1 日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービス

○地域密着型介護老人福祉施設（密着特養）

- ・要介護者を対象とする定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホーム
- ・入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、健康管理などを提供するサービス

2 運営委員会の役割について

地域密着型サービスの円滑かつ適正な実施に資するために設置されたもので、市長若しくは地域密着型サービス事業者選定委員会に対し意見を述べる役割を担う。

別紙 1 - 2 「宇都宮市地域密着型サービス運営委員会設置要綱」参照